
スポーツにおける
子どものための
国際保護措置
審議会

スポーツにおける 子どものための 国際保護措置



目次

はじめに	4
定義	6
国際的な保護措置	7
目標と根本方針	10
パイロットスタディ	12
保護措置の実施における重要な段階	14
<hr/>	
保護措置1: ポリシーの策定	18
保護措置2: 保護措置に関する懸念に対する対応手順	20
保護措置3: アドバイスとサポート	22
保護措置4: 子どもに対するリスクを最小限に抑える	24
保護措置5: 行動に関するガイドライン	26
保護措置6: 採用、研修とコミュニケーション	28
保護措置7: パートナーとの協働	30
<hr/>	
保護措置8: 監視と評価	32
先駆的な組織	34
創設メンバー	36

はじめに

世界中では毎日、何百万人もの子どもや青年たちがスポーツ活動に参加しています。一部の子どもは、スポーツを単にレクリエーションや楽しみとして行っています。成長開発プログラムのためにスポーツに参加している子どもたちもいます。一部の青年によっては、才能に恵まれたアスリートやコーチ、スポーツ運営関係者として、これを自分の将来の進路に選んでいることもあります。また、スポーツは、青年を反社会的行為や犯罪行為に近づけないために用いられていることもあります。

子どもには、安全かつ楽しい環境でスポーツに参加する権利があります。子どもの権利は、国連の児童の権利に関する条約に明記されています。

過去15年ほどの間に、スポーツでさまざまな形の暴力を受けた被害者たちが声を上げることができるようになり、それに対し反応も出るようになってきました。スポーツは若い人たちにとって世のためになるはずだという認識は、かつてほとんど問題視されませんでした。1990年代後半から2000年代早期までは、スポーツ組織の中でも、成人や他の若者の行動についての苦情に対処するための制度や構造を設定しているスポーツ組織はほとんどありませんでした。

これまでの研究や証拠から、私たちは現在、スポーツは必ずしも子どもの権利を最重要視してこなかったことや、子どもに対するリスクの十分な考慮を怠ったために、子どもに対する危害や虐待についての話し合いを認めないような組織文化が形成されたことを明白に認識するようになりました。

また、エリート若手アスリートに対するあらゆる形態の虐待リスクの増大など、スポーツに特有の子どもや青年に対するリスクも存在します。開発プログラムで提供されるスポーツの多くは、日常生活で暴力や虐待による影響を受けている可能性があるため、スポーツが安息の場所となる、きわめて傷つきやすい子どもたちを対象としています。そのような子どもや若者に対するスポーツの提供が安全な環境でなされるよう、私たち全員が徹底する必要があります。

一連の規範の草稿（以降「保護措置」と呼びます）が、ロンドンで2012年に開催されたBeyond Sportサミットに向けて共同で取り組む組織のパートナーシップにより策定されました。これらの規範は、その後の2年間をかけて実施された広範な試験的導入段階で、さらに改良されました。この保護措置の最終版は、2014年10月に開催されたBeyond Sportで刊行されました。これらの保護措置は、国際的なあらゆるスポーツ環境における子どもの安全と保護を確実にする総合的なアプローチの基盤となるものです。

定義

- 保護措置とは、私たちのクラブや活動に参加する**すべての子ども**たちに対し危害からの安全を保障するために講じる対策のことを指します。
- 児童保護とは、危害が及んでいたり、そのリスクに曝されている**特定**の子どもに対し必要とされる一連の活動のことです。
- 虐待は、子どもへの危害につながる犯行または不作為を指します。
- 危害は、そのような行為により子どもに及ぶ悪影響や結果を指します。
- 暴力は、「あらゆる形態の身体的もしくは精神的な暴力、傷害もしくは虐待、放置もしくは怠慢な扱い、不当な扱いまたは搾取(性的虐待を含む)」を指します。
(国連子どもの権利条約第19条)

国際的な保護措置

これらの保護措置の目的は、子どもや青年にスポーツ活動を提供する組織が講じるべき事柄を概説することにあります。この保護措置はそれ自体を目的とするのではなく、子どもたちを保護するための組織による取り組みを支援するための参考とみなされるべきものです。

それは国際的な宣言である国連子どもの権利に関する条約や関連する法令、政府の指導、既存の児童保護／保護対策の規準や優れた慣行を反映しています。そしてブルネル大学が行った研究の結果に基づいており、長期間にわたるパイロット段階に得られた様々な国や関係者グループからの幅広い視点が盛り込まれています。

この保護措置は、ある特定時点における総合的な優れた慣行を表しており、保護措置の実践における発展を反映させるため、定期的にレビューされます。



つの保護措置

8つの保護措置

- 01 — ポリシーの策定
- 02 — 保護措置に関する懸念に対する対応手順
- 03 — アドバイスとサポート
- 04 — 子どもに対するリスクを最小限に抑える
- 05 — 行動に関するガイドライン
- 06 — 採用、研修とコミュニケーション
- 07 — パートナーとの協働
- 08 — 監視と評価

保護措置の目標は：

-
- 子どもたちがどこでどのようなレベルで活動に参加しようとも、安全なスポーツ環境の構築を支援すること
 - スポーツ提供者や資金提供者が十分な情報に基づいた意思決定をできるように、ベンチマークを提供すること
 - 優れた慣行を推進し、子どもに危害を与えるような慣行には異議を唱えること
 - あらゆるスポーツ関係者に、子どもの保護措置について明快な理解をもたらす

保護措置は次の規準に基づいています

- すべての子どもには、あらゆる形態の虐待、暴力、放置や搾取とは無縁の安全かつ包含的な環境でスポーツを通じて楽しんだり成長する権利があります。
- 子どもたちには自分たちの声や発言に耳を傾けてもらう権利があります。彼らは、スポーツへの参加について懸念がある場合に誰に相談すればいいかを知っている必要があります。
- 組織や個人、サービス提供者や資金提供者の全員に、子どもの注意管理と保護を支援する責任があります。
- スポーツ活動を子どもや青年に提供する組織には、彼らに対する注意義務があります。
- 一部の子どもがより虐待の犠牲になりやすくなる特定の要因があるため、これに対処するための対策を講じる必要があります。
- 子どもたちには、保護措置に関するポリシーや対策の策定に関与する権利があります。
- 組織は常に、子どもの利益を最優先して行動する必要があります。
- 誰にも、尊厳と尊重を持って扱われ、ジェンダー、人種、年齢、民族、能力、世的指向、信条、宗教や所属政党などに基づく差別を受けない権利があります。
- 保護措置の立案、発展、実施と保護対策にかかるプロセスやアクティビティは包含的であるべきです。

これらの保護措置は子ども(18歳未満)に関して策定されたものですが、攻撃を受けやすい成人などの他のグループに関しても、優れた慣行のための貴重な枠組みを提供することができます。

保護措置の試験的導入

Beyond Sportサミット 2012における共同イニシアティブに代表者を派遣した数々の組織は、これらの保護措置を、スポーツを子どもにとってより安全なものにするためのアプローチの強化に取り組んでいる数々の追加の組織と共に試験的導入することに合意しました。試行期間中を通して、これらの組織からの保護措置担当リーダーがバーチャル学習セット (VLS) に参加しました。VLSでは、子どもの保護についての専門知識を持つFounders Groupのメンバーが進行役を務めました。組織は、使命、所在地と規模に基づいて6~8の小グループに振り分けられました。これらのVLSは2ヶ月毎にオンラインでミーティングを行い、保護措置に向けての取り組みに関する自分たちの経験について話し合いました。

保護措置の試験的導入

研究はブルネル大学により実施され、これらの組織のうち32組織がそれに参加しました。データは次のような幅広い情報源から収集されました。

- 各組織の保護措置リーダーを対象とする聴き取り
- VLSのリーダーから提供される定期的なフィードバック
- フィラデルフィアで2013年に開催されたBeyond Sportで、パイロット試験参加組織から収集されたフィードバック
- 改訂された保護措置に関する参加者対象のオンラインアンケート

このデータに基づき、研究者はFounders Groupに提言を行いました。こうして保護措置の最終版が作成され、2014年に開催されたBeyond Sportで刊行されました。以下に各保護措置についての詳細を記載します。

保護措置の実施における重要な段階

ここからは、それぞれの保護措置を順に解説していきます。これらは、組織が現行システムを検討し、子どもの安全を徹底するための取り組みにおいて参考となるはずです。

このガイドには5つの段階があります。

ステップ01:
保護措置の策定準備
子どもを保護する必要性についての意識向上

ステップ02:
実施準備
あなたが現在どこにいるかを考慮し、次のステップを優先させます

● ステップ03：
保護措置の策定

● ステップ04：
保護措置の実施

● ステップ05：
保護措置の強化

保護措置





保護措置01

ポリシーの策定

内容 — 子どもや18歳未満の青年にスポーツ活動を提供する、またはその責任を持つ組織は、保護措置ポリシーを策定すべきです。これは、スポーツに参加する子どもたちを危害から守る約束を明示し、実施手順を策定するための枠組みを提供する主旨書です。

理由 — 保護措置ポリシーは、子どもや青年の保護に関連して何が求められるかを全員に対し明記するものです。子どもたちにとって安全で前向きな環境を構築し、組織がその注意義務を真剣に捉えていることを表明するのに役立ちます。また、一部の子どもに危害が及ぶ可能性を高めるような特定の要因も考慮に入れます。

成功のための必須条件

- あなたの組織には、明らかに文書化され、理解しやすい保護措置ポリシーがあります。
- このポリシーでは、あらゆる形態の危害についてのあなたの理解と定義が明確に記載されています。
- このポリシーは、あなたが行う事業のあらゆる点において、子どもの安全保護に対する組織の約束を明記します。
- このポリシーでは、すべての子どもが同じレベルの保護を受け権利を有していることが明記されます。
- このポリシーは、あなたの組織の最高レベルのスタッフにより公式に承認されています。
- 組織の最高レベルのスタッフには、このポリシーを実施する監督責任があります。
- すべてのスタッフ、ボランティア、養護者やその他の代表者は、ポリシーに署名し、同意しています。
- あなたの組織は、ポリシーの当初の策定および／または継続的なレビュープロセスの一環として、子ども、保護者／養護者やスタッフに相談しています。

保護措置02

保護措置に関する懸念に対応するための制度の策定

内容 — この手順は、組織のポリシーを実施するために必要とされる運用プロセスを記載し、様々な状況においてどう対応すべきかの詳細なガイドを提供するものです。そして役割や責任、通信経路を明確化します。苦情や懸念に対処し、暴力の被害者を支援するのに役立つ効果的な制度が必要となります。既存の制度を基盤として利用し、関連する国レベルの制度や法令に対する自分の役割を理解する必要があります。

理由 — 保護措置が効果を発揮するためには、手順が子どもたちにとって信頼できるものでなければなりません。手順は、子どもの安全や福祉に関する懸念に対する迅速な対応を徹底するのに役立ちます。また、法令やガイダンスを遵守し実施するのにも役立ちます。子どもに対する暴力は苦痛を与え、対処が困難である場合があります。組織には、子どもの保護措置の実施において人々が自分の役割を担うのを支援するために、アドバイスやサポートを提供する体制が整っていることを徹底する義務があります。

成功のための必須条件

- 子どもの安全や福祉に関する懸念がある場合にどのような行動を取るべきかについて詳細なガイドを提供する明確な手順が、組織内と組織外の両方で策定されています。
- あなたの組織では、事件や疑い、苦情が報告された際、またはその後子ども、ボランティアやスタッフをサポートするための実施計画が策定されています。
- 組織内には、保護措置をリードする責任を負う特定されたスタッフがいます。
- あなたの組織は子どもや青年に、自分たちが持つ権利や、心配しているときに誰に相談することができるかについての情報を、彼らが安心できるプロセスを通じて提供します。
- あなたの組織は子どもや保護者／養護者に、開示後にどのようなことが起きる可能性があるかについての情報を、誰もが理解しやすい形式や言葉で提供しています。
- あなたの組織には、公正で透明性の高い方法で苦情に対処する、上訴プロセスを含むプロセスがあります。
- すべての事件や疑い、苦情はセキュアに記録、監視、保存されます。
- あなたの組織は、対応制度の当初の策定および／または継続的なレビュープロセスの一環として、子ども、保護者／養護者やスタッフに相談しています。

保護措置03

アドバイスとサポート

内容 — 重要な情報を提供し、子どもの安全措置に関する責任を負う人を支援するためになされる計画。どこで援助や支援を受けられるかが子どもたちや青年に教えられます。

理由 — 子どもが誰に支援を求めることができるかを把握できるように、組織には、子どもの保護措置の実施において人々が自分の役割を担うのを支援するために、アドバイスやサポートを提供する体制が整っていることを徹底する義務があります。

成功のための必須条件

- 国や地域レベルで児童保護における支援を提供している、関連する児童保護機関やNGO、コミュニティグループと連絡関係が築かれます。
- あなたの組織は、子どもの安全を維持する特別な責任を負うスタッフや、専門的なアドバイス、サポートや情報に対処するよう徹底します。
- 子どもたちには、自分や他者の安全を維持するためのアドバイスやサポートが提供されています。
- あなたの組織の制度は、付加的な脆弱性がある子ども（障害など）が助けを求めるのに、余分な障壁に直面する可能性があることを認識しています。
- より広範なコミュニティにおける保護者／養護者には、子どもに対する保護措置についての情報やアドバイス、サポートが提供されています。

保護措置04

子どもに対するリスクを最小限に抑える

内容 — 子どもに対するリスクを評価し、それを最小限に抑えるための措置。

理由 — 有償または無償でスポーツに関係する仕事をしていたり、仕事することを希望する一部の人々は、子どもに対しリスクを呈する可能性があります。また、子どもたちは、不適切な場所に置かれたり、年齢上不適切な活動、過度の訓練や非現実的な期待が課せられるなど、不適切な活動に参加するよう求められた場合にもリスクに曝されます。これらのリスクは、保護措置を講じることで最小限に抑えることが可能です。

成功のための必須条件

- 活動や移動手段、宿泊施設、空間についてのリスク評価が可能です。
- リスク評価で特定されたリスクを最小限に抑えるための対策が講じられます。
- リスクが大きすぎると判断された場合は、その活動は実行されません。
- スタッフやボランティアが、一部の子どもたちが人種、性別、年齢、宗教、障害、性的指向、社会的背景や文化の理由により曝される追加のリスクを認識できるようにするためのトレーニングがあります。

保護措置05

行動に関するガイドライン

内容 — どのような規準の行動が許容されるかを規定した行動規範があり、現在のベストプラクティスを推進します。

理由 — 子どものスポーツは安全、前向きで励みになる雰囲気の中で行われるべきです。行動の規範は、全員に対して何が許容可能かのベンチマークを定めるものです。

成功のための必須条件

- あなたの組織は、尊厳、尊重、思いやりと公正な態度で人々に接することについての記述を含む行動のガイドライン(行動規範)を策定しています。
- あなたの組織には、子どもを他者の保護下に割り当てたり、泊まりがけの滞在を手配することを含め、自宅外で過ごされる時間を含む活動に関するガイダンスや期待があります。
- 組織が子どもを他者の保護下に配置することがある場合は、どのようなことが期待されるかについて子どもと話し合うミーティングが頻繁に行われています。
- あなたの組織では、障がい者の子どもとの活動についてガイダンスが策定されています。
- あなたの組織には、子どもが危険にさらされたり、搾取されやすくならないよう徹底するための、情報技術やソーシャルメディアの適切な使用に関するガイダンスがあります。
- あなたの組織には、体罰や、その他の品位を傷つけたり屈辱的な扱いを伴わず、年齢と性別に適切な方法で子どもの行動を前向きに管理する方法についてのガイドラインがあります。
- あなたの組織には、他者、とりわけ他の子どもに対し期待され、許容される子どもの行動(学習の取り決めなど)についてのガイドラインがあります。
- 組織の懲戒手続きに関連する行動に関するガイドラインに従わないと、それは明白な結果につながります。
- 組織の最高幹部には、ガイドラインが遵守されていることを徹底する責任があります。
- あなたの組織は、行動に関する組織のガイドラインの当初の策定および/または継続的なレビュープロセスの一環として、子ども、保護者/養護者やスタッフに相談しています。

保護措置06

採用、研修とコミュニケーション

内容 — 適切なスタッフ要員の募集、保護措置に関連して必要とされるスキルを開発・維持したり、それについて伝達する機会の創出。

理由 — 子どもと接触する人なら誰でも、彼らの保護において役割を担うことになります。彼らは、重要なスキルを認識し、それらを開発、訓練、実施するために必要な理解と機会がある場合にのみ、自信をもって効果的にそれを行うことができます。子どもにスポーツ活動を提供する組織には、スタッフやボランティアに研修や職能開発の機会を提供する責任があります。

成功のための必須条件

- 職務記述書には、尊厳、尊重、思いやりと公正な態度で人々に接することについての記述が含まれています。
- 採用プロセスには面接、人物証明書／雇用推薦状や、地域の法律に従って行われる素性調査が含まれます。
- スタッフ、ボランティアやその他の関係者は全員が、懸念事項の報告方法を含め、保護措置や児童保護を確実にするための訓練を受けています。
- 組織の最高幹部レベルには、このポリシーを実施する監督責任があります。
- 保護措置に関する特別な責任を負うスタッフ、ボランティアや関係者は全員が、通常の追加研修や専門家によるサポートにアクセスすることができます。
- あなたの組織は、組織の採用、研修と開発の当初の策定および／または継続的なレビュープロセスの一環として、子ども、保護者／養護者やスタッフに相談しました。

保護措置07

パートナーとの協働

内容 — パートナー組織による児童保護対策の採用と実施を促進するために組織が取る行動。

理由 — 多数のスポーツ団体には、子どもと青年に関する戦略的および実施という両面での役割があります。ある組織に、他の組織とのパートナーシップ、メンバーシップ、資金調達や委託関係が存在する場合やそれを共同で開発している場合は、その組織は影響力を行使して保護措置の実施を推進する必要があります。組織は、妥当な保護措置の実施に関するサポートやリソースを提供したり、指摘を行う必要があります。組織は、「スポーツにおける子どものための国際保護措置」の導入を積極的に推進する必要があります。

成功のための必須条件

- あなたの組織は、保護について同じ期待を共有していることを確認するために、パートナー/メンバーと協働しています。
- あなたの組織は、スポーツを子どもにとってより安全なものにするための学習の共有方法について合意するために、パートナー/メンバーと協働しています。
- あなたの組織は、子どもと一緒に活動することに関連する現行のベストプラクティスに関する書面のガイダンスを共有しています（「スポーツにおける子どものための国際保護措置」の共有など）。
- あなたの組織の保護措置ポリシーは、パートナーシップ/メンバーシップ契約の重要な部分を反映しています。
- あなたの組織は、そのポリシーをコミュニティやパートナー、メンバーに対して公表しています。
- あなたの組織は、コミュニティが子どもの保護措置の重要性についてより敏感になるように取り組んでいます。

保護措置08

監視と評価

内容 — 関係するすべてのグループを対象とする継続的なコンプライアンスと効果の監視。

理由 — 組織は、保護措置が効果的であるかどうか、どのような改善や適応が必要かを把握したり、リスクのパターンを認識する必要があります。

成功のための必須条件

- あなたの組織の効果を監視・評価する次のような制度があります。
 - ・ ポリシー
 - ・ 保護上の懸念に対応するための制度
 - ・ アドバイスとサポート
 - ・ 子どもに対するリスクを最小限に抑えるための制度
 - ・ 行動に関するガイドライン
 - ・ 採用、研修とコミュニケーション
 - ・ 子どもを守るためのパートナーとの協力
- 組織の最高幹部レベルには、この監視と評価システムの実施を監督する責任があります。
- あなたの組織は、この監視と評価システムの当初の策定および／または継続的なレビュープロセスの一環として、子ども、保護者／養護者やスタッフに相談しています。

先駆的な組織

AbleChildAfrica	Moving the Goal Posts
ACERブラジル	国立青少年スポーツ協会
Aquarius Sport	ノルウェー・オリンピック・パラリンピック委員会およびスポーツ連盟
オーストラリア・スポーツ委員会	スポーツ・運動・レクリエーションにおける国立女性組織
BlazeSports America	Panathlon International
ブリティッシュ・カウンシル	Panathlon Sorocaba Club
ブラウン大学	Play and Train
ブルネイ・コモンウェルスゲームズ協会	Right to Playタイ
ChildFundオーストラリア	Sadili Oval Sports Academy
ChildFundラオス	スコットランドサッカー協会
Child Helpline International	セーシエル・コモンウェルスゲームズ協会
Coaches Across Continents	Skillshare International
コモンウェルスゲームズ連盟	Sport4Socialisation
コモンウェルスゲームズ・スコットランド(株)	Slum Soccer
キプロス・コモンウェルスゲームズ評議会	Special Olympics
Deafkids International	Spirit of Soccer
ザンビアEduSport財団	Soccer without Borders
国際ネットボール連盟	SportAccord
Isiqalo	Sport Hampshire & IOW
ラオス・ラグビー連盟	Tackle Africa
ローンテニス協会	UK Sport
Magic Bus	UNOSDP
マルタ・コモンウェルスゲームズ協会	Urece Sports and Culture for the Blind
マンチェスター・シティFC	USA Swimming
マンチェスター・ユナイテッドFC	米国オリンピック委員会
モーリシャス・コモンウェルスゲームズ協会	World Sailing (国際セーリング連盟)
MomsTEAM協会 SmartTeams	



Pass it Back, Vietnam
写真提供：
Phung Quang Binh

創設メンバーにより準備:

Beyond Sport
カリブ・スポーツ開発庁
Child Protection in Sport Unit
Comic Relief
コモンウェルス事務局
International Inspiration
Keeping Children Safe
Right to Play
スイス開発アカデミー
英国UNICEF
UK Sport
WomenWin

以下の研究に基づき策定:

Dr Daniel Rhind
Prof. Celia Brackenridge
Prof. Tess Kay
Dr Laura Hillsおよび
Frank Owusu-Sekyere
(ブルネル大学、ロンドン)

The Oak Foundationから寛大な支援を受けています

あなたの組織で保護措置を策定することについての詳細は、以下を参照してください:

http://www.sportanddev.org/en/toolkit/safeguarding_toolkit/



© International Inspiration
Rebecca Hearfield, 2012





© 2016

スポーツにおける
子どものための
国際保護措置
